

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 支給対象 (1)～(4) (略) (5) 要綱3の(1)イ支給対象者には、遺族補償年金の受給権者ではあったが、18歳になったことにより遺族補償年金の受給権を失った者は含まれない。ただし、この者が要綱3の(1)口の在学者に該当すれば(たとえば、受給権者であった死亡労働者の子が18歳になったことにより失権しても、その兄弟姉妹又は死亡労働者の父母が受給権者となり、その子が当該受給権者と生計を同じくしつつなお在学中の場合など)、引き続きその在学者等に関する援護費は要綱3の(1)口の支給対象者に支給される。 <u>(6) 要綱3の(1)イ支給対象者における「普通職業訓練に準ずるもの」とは、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第10条第1号、第4号及び第5号ただし書きに規定する対象者、期間及び時間等を満たすものとする。</u> (7) 要綱3の(1)口の在学者等には、18歳になったことにより遺族補償年金の受給権又は受給資格を失った者であって、遺族補償年金受給権者と生計を同じくする高等学校、盲学校等の高等部、高等専門学校又は大学に在学する者等も含まれる。 (8) (略) (9) (略) (10) (略)</p> <p>3 支給額 (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 支給対象 (1)～(4) (略) (5) 要綱3の(1)イ支給対象者には、遺族補償年金の受給権者ではあったが、18歳になったことにより遺族補償年金の受給権を失った者は含まれない。ただし、この者が要綱3の(1)口の在学者に該当すれば(たとえば、受給権者であった死亡労働者の子が18歳になったことにより失権しても、その兄弟姉妹又は死亡労働者の父母が受給権者となり、その子が当該受給権者と生計を同じくしつつなお在学中の場合など)、引き続きその在学者に関する援護費は要綱3の(1)口の支給対象者に支給される。 (新設)</p> <p>(6) 要綱3の(1)口の在学者等には、18歳になったことにより遺族補償年金の受給権又は受給資格を失った者であって、遺族補償年金受給権者と生計を同じくする高等学校、盲学校等の高等部、高等専門学校又は大学に在学する者も含まれる。 (7) (略) (8) (略) (9) (略)</p> <p>3 支給額 (略)</p>

<p>4 支給期間</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 要綱5(1)イの「通常の修業年限」とは次のとおりである。</p> <p>イ～ヌ (略)</p> <p><u>ル 国等が設置する施設 当該施設において実施される教育訓練等として予め示された期間（当該期間として1年以上のものに限る。）</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>5 欠格事由等</p> <p>(略)</p> <p>6 手続</p> <p>(略)</p> <p>7 支払</p> <p>(略)</p>	<p>4 支給期間</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 要綱5(1)イの「通常の修業年限」とは次のとおりである。</p> <p>イ～ヌ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>5 欠格事由等</p> <p>(略)</p> <p>6 手続</p> <p>(略)</p> <p>7 支払</p> <p>(略)</p>
--	--

別添「労災就学等援護費支給要綱」 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>労災就学等援護費支給要綱</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 種類 (略)</p> <p>3 支給対象者</p> <p>(1) 労災就学援護費</p> <p>労災就学援護費は、次に掲げる者に支給する。ただし、その者(労災就学等援護費の支給対象者であったことがある者を除く。)が受けるべき遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「法」という。)第8条の3第1項に規定する年金給付基礎日額が16,000円を超える場合には、この限りでない。</p> <p>イ 遺族補償年金を受ける権利を有する者(以下「遺族補償年金受給権者」という。)のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校(幼稚園を除く。)若しくは同法第124条に定める専修学校(一般課程にあつては、都道府県労働局長が当該課程の程度が高等課程と同等以上であると認めるものに限る。以下同じ。)に在学する者又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項各号に掲げる施設(以下「公共職業能力開発施設」という。)において、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する普通職業訓練(短期課程のものを除く。以下同じ。)若しくは高度職業訓練(職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開発総合大学校において行われるものを除く。以下同じ。)を受ける者若しくは国若し</p>	<p>労災就学等援護費支給要綱</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 種類 (略)</p> <p>3 支給対象者</p> <p>(1) 労災就学援護費</p> <p>労災就学援護費は、次に掲げる者に支給する。ただし、その者(労災就学等援護費の支給対象者であったことがある者を除く。)が受けるべき遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「法」という。)第8条の3第1項に規定する年金給付基礎日額が16,000円を超える場合には、この限りでない。</p> <p>イ 遺族補償年金を受ける権利を有する者(以下「遺族補償年金受給権者」という。)のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校(幼稚園を除く。)若しくは同法第124条に定める専修学校(一般課程にあつては、都道府県労働局長が当該課程の程度が高等課程と同等以上であると認めるものに限る。以下同じ。)に在学する者又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項各号に掲げる施設(以下「公共職業能力開発施設」という。)において、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する普通職業訓練(短期課程のものを除く。以下同じ。)若しくは高度職業訓練(職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開発総合大学校において行われるものを除く。以下同じ。)を受ける者(以下「在学者等」</p>

くは地方公共団体（独立行政法人及び地方独立行政法人を含む。）が設置する施設（学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校、第134条第1項に規定する各種学校及び公共職業能力開発施設を除く。以下「国等が設置する施設」という。）において職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるよう実施される教育訓練等（都道府県労働局長が普通職業訓練に準ずるものであると認めるものに限る。以下同じ。）を受ける者（以下「在学者等」という。）であって学資等の支弁が困難であると認められるもの。

ロ～ホ （略）

- (2) 労災就労保育援護費  
(略)

#### 4 支給額

- (1) 労災就学援護費

労災就学援護費の支給額は、次に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等一人につき、それぞれ次に掲げる額とする。

イ・ロ （略）

ハ 高等学校(定時制課程の第4学年、専攻科及び別科を含む。)、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第一学年から第三学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校卒業若しくは義務教育学校卒業若しくは中等教育学校前期課程修了者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号)附則第2条に規定する第1類の専修訓練課程の普通職業訓練を受ける者若しくは国等が設置する施設において中学校卒業若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額 17,000円(ただし、通信制課程に在学する者にあつては、月額14,000円。)

という。)であつて学資等の支弁が困難であると認められるもの。

ロ～ホ （略）

- (2) 労災就労保育援護費  
(略)

#### 4 支給額

- (1) 労災就学援護費

労災就学援護費の支給額は、次に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等一人につき、それぞれ次に掲げる額とする。

イ・ロ （略）

ハ 高等学校(定時制課程の第4学年、専攻科及び別科を含む。)、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第一学年から第三学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校卒業若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号)附則第2条に規定する第1類の専修訓練課程の普通職業訓練を受ける者 月額 17,000円(ただし、通信制課程に在学する者にあつては、月額14,000円。)

二 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、大学院、専門職大学院、高等専門学校の第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において普通職業訓練を受ける者(ハに掲げる者を除く。)若しくは高度職業訓練を受ける者若しくは国等が設置する施設において教育訓練等を受ける者(ハに掲げる者を除く。) 月額 39,000 円(ただし、通信制課程に在学する者にあつては、月額 30,000 円。)

(2) 労災就労保育援護費  
(略)

5 支給期間  
(略)

6 欠格事由等  
(略)

7 手続

(1) 労災就学援護費

イ (略)

ロ イの申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

(イ) 在学者等に関する在学証明書又は在校証明書(専修学校に在学する者にあつては、修業年限を証明することができる書類を、公共職業能力開発施設等又は職業能力開発総合大学校の在学者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができる書類を、国等が設置する施設において教育訓練等を受ける者にあつては、教育訓練等の内容を証明することができる書類を、それぞれ添付すること。)

(ロ)・(ハ) (略)

ハ～ホ (略)

(2) 労災就労保育援護費  
(略)

二 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、大学院、専門職大学院、高等専門学校の第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において普通職業訓練を受ける者(ハに掲げる者を除く。)若しくは高度職業訓練を受ける者 月額 39,000 円(ただし、通信制課程に在学する者にあつては、月額 30,000 円。)

(2) 労災就労保育援護費  
(略)

5 支給期間  
(略)

6 欠格事由等  
(略)

7 手続

(1) 労災就学援護費

イ (略)

ロ イの申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

(イ) 在学者等に関する在学証明書又は在校証明書(専修学校に在学する者にあつては、修業年限を証明することができる書類を、公共職業能力開発施設等又は職業能力開発総合大学校の在学者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができる書類を、それぞれ添付すること。)

(ロ)・(ハ) (略)

ハ～ホ (略)

(2) 労災就労保育援護費  
(略)

<p>8 支払</p> <p>(1) 労災就学援護費</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 労災就学援護費の受給者は、所轄署長に対して毎年6月に「労災就学等援護費支給対象者の定期報告書」(様式第3号)(この場合において在学証明書(高等学校以上の在学者等に限る。))又は在校証明書及び受給者と在学者等との同一生計関係を証明する書面を添付すること。ただし、厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けるときは、この限りでない。)を提出しなければならないものとする。ただし、所轄署長がこの報告を必要でないと認める場合には、この報告書の提出を省略させることができるものとする。</p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>(2) 労災就労保育援護費 (略)</p> <p>9 通勤災害についての適用 (略)</p> <p>10 複数業務要因災害についての適用 (略)</p> <p>11 実施期日 (略)</p> <p>12 経過措置</p> <p>(1) 労災就学援護費</p> <p>イ～ヲ (略)</p> <p><u>ワ 令和4年3月31日以前に労災就学援護費を支給すべき事由が生じた者に係る支給期間については、なお従前の例による。</u></p> <p>(2) 労災就労保育援護費 (略)</p>	<p>8 支払</p> <p>(1) 労災就学援護費</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 労災就学援護費の受給者は、所轄署長に対して毎年6月に「労災就学等援護費支給対象者の定期報告書」(様式第3号)(この場合において在学証明書(高等学校以上の在学者に限る。))又は在校証明書及び受給者と在学者等との同一生計関係を証明する書面を添付すること。ただし、厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けるときは、この限りでない。)を提出しなければならないものとする。ただし、所轄署長がこの報告を必要でないと認める場合には、この報告書の提出を省略させることができるものとする。</p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>(2) 労災就労保育援護費 (略)</p> <p>9 通勤災害についての適用 (略)</p> <p>10 複数業務要因災害についての適用 (略)</p> <p>11 実施期日 (略)</p> <p>12 経過措置</p> <p>(1) 労災就学援護費</p> <p>イ～ヲ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 労災就労保育援護費 (略)</p>
--	---